

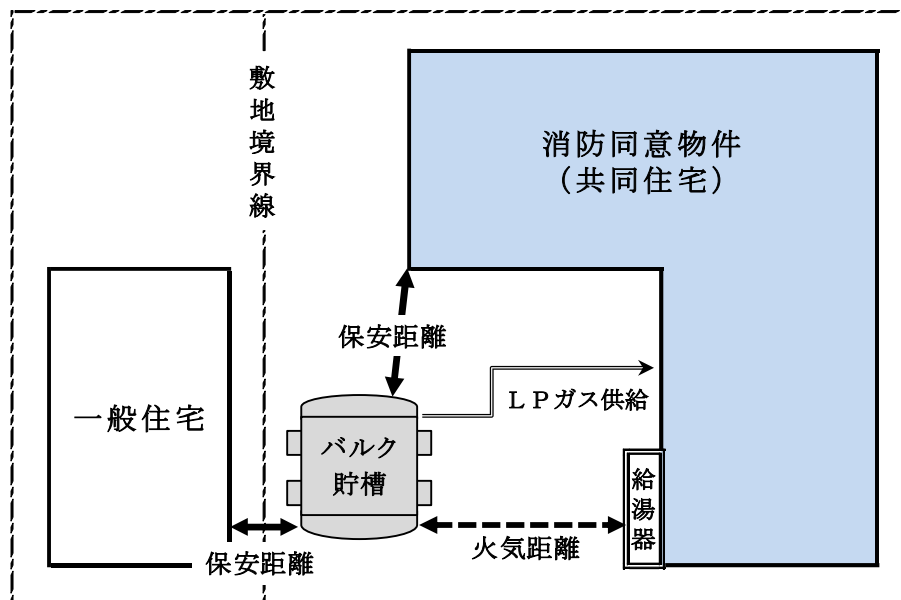
1-14 液化石油ガス法に係る貯蔵設備の指導要領について

4 消 規 第 1 7 9 号
令和4年12月9日

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」(昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。)に係る貯蔵設備については、下記表の区分に応じ「液化石油ガス法に係る貯蔵設備チェック表①～③」を活用して指導すること。

チェック表	貯蔵設備区分	
①	バルク貯槽	1,000 kg未満 地上設置
②	容器	ボンベの合計量 1,000 kg未満
③		ボンベの合計量 1,000 kg以上 3,000 kg未満

【例図（バルク貯槽の設置例）】



液化石油ガスに係る貯蔵設備には、バルク貯槽と容器があり、貯蔵できる容量によって規制が変わる。主な留意点として、保安物件や火気等と距離を確保することが挙げられる。保安物件には消防同意物件の他、敷地境界線の外側にある隣地の物件も含まれるため、周囲の状況にも注意すること。（詳細はチェック表参照）

液化石油ガス法に係る貯蔵設備チェック表①

貯蔵設備区分：バルク貯槽（1,000kg未満 地上設置）		
貯蔵量／届出種別	（ ）kg / 圧縮アセチレンガス等の届出・液化石油ガス設備工事届・不要	
分類	備 考	根拠条文 (液化石油ガス法施行規則)
01 保安距離	☐ 第一種保安物件から1.5m以上 ☐ 第二種保安物件から1m以上 （第一・第二種保安物件に対し構造壁等を設置した場合を除く。） 【解説】 第一種保安物件とは、学校、病院、収容人員300名以上の劇場等、収容人員20名以上の老人福祉施設等、百貨店など不特定多数の者を収容する建築物でその用途部分の床面積が合計1,000㎡以上のも、重要文化財、博物館及び1日に2万人以上の者が乗降する駅などです。 第二種保安物件とは、第一種保安物件以外の建築物であって、住居の用に供するものです。液化石油ガス法では、供給先であっても保安物件である場合は保安距離をとる必要があります。 【解説】 保安物件からの距離が不要となる構造壁等とは、JIS A 1304に規定される30分加熱試験に合格するもので、当該構造壁等に投影されたバルク貯槽の縦及び横より1m以上の長さを有し、かつ開口部がないものを指します。なお、液化石油ガスの供給を受ける消費設備が設置されている建築物の外壁が、上記のとおり設置されている場合は、当該外壁を構造壁等とみなすことができます。	19条3号ロ
02 火気距離	☐ 2m以内の火気を遮る措置 【解説】 火気とは、一般に火をいい、ライター・マッチの火、煙草の火、たき火、ストーブの火、ボイラーの火等や、火そのものの他に着火源になり得る電気火花等も含まれます。（エアコンの室外機などの電気設備が火気に該当するかどうかは製品によります。不明な場合はガスを供給する販売事業者を確認するよう伝えてください。） 移動中の自動車のエンジンの火花等は、容器の周囲に存在する時間が短いため、火気とみなされていません。駐車場からの発進又は停車に伴うエンジンの火花等も同様です。よって、容器から2m以内に道路や駐車場があることは問題ありません。 【解説】 火気を遮る措置とは、容器と火気との間に不燃性の隔壁を設け、漏えいした液化石油ガスが火気の方に流動することを遮る措置です。 なお、屋外に置いてあるバルク貯槽は、そのままの状態でも屋内の火気から遮られているものとみなします。	19条3号へ
03 設置場所	☐ 屋外に設置 【解説】 屋根、柱及び壁で囲まれている部分が一部であるなど自然換気が十分行われているような空間を「屋外」と解釈しています。例えば、軒下や換気口が2方向以上に分散されて設置されている場所などは屋外として扱っています。 ☐ 基礎は水平かつ地盤面から5cm以上の高さ	19条3号へ 19条3号ニ(1)
04 接触防止措置	☐ 自動車等が接触しない措置 【解説】 具体的な基準はありませんが、ガードパイプなどによりバルク貯槽を保護する例が一般的です。	19条3号ニ(2)

液化石油ガス法に係る貯蔵設備チェック表②

貯蔵設備区分：容器（ボンベの合計量1,000kg未満）

貯蔵量／届出種別	()kg / 圧縮アセチレンガス等の届出 ・ 液化石油ガス設備工事届 ・ 不要
----------	---

分類	備 考	根拠条文 （液化石油ガス法施行規則）
01 火気距離	□2m以内の火気を遮る措置（内容積20L以上の容器に限る。） 【解説】 火気とは、一般に火をいい、ライター・マッチの火、煙草の火、たき火、ストーブの火、ボイラーの火等や、火そのものの他に着火源になり得る電気火花等も含まれます。（エアコンの室外機などの電気設備が火気に該当するかどうかは製品によります。不明な場合はガスを供給する販売事業者を確認するよう伝えてください。） 移動中の自動車のエンジンの火花等は、容器の周囲に存在する時間が短いため、火気とみなされていません。駐車場からの発進又は停車に伴うエンジンの火花等も同様です。よって、容器から2m以内に道路や駐車場があることは問題ありません。 【解説】 火気を遮る措置とは、容器と火気との間に不燃性の隔壁を設け、漏えいした液化石油ガスが火気の方向に流動することを遮る措置です。 なお、屋外に置いてある容器は、そのままの状態で屋内の火気から遮られているものとみなします。	18条1号イ
02 設置場所	□屋外に設置（内容積20L以上の容器に限る。） 【解説】 屋根、柱及び壁で囲まれている部分が一部であるなど自然換気が十分行われているような空間を「屋外」と解釈しています。例えば、軒下や換気口が2方向以上に分散されて設置されている場所などは屋外として扱っています。	18条1号イ
03 転倒防止措置	□転倒などによる衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置（内容積5L以下の容器を除く。） 【解説】 容器は水平で落下物のない場所におき、充てん量が10kg以上の容器については、鉄鎖、ロープ等により容器を家屋等に固定し、地震に際して転倒しないようにします。	18条1号二

液化石油ガス法に係る貯蔵設備チェック表③

貯蔵設備区分：容器（ボンベの合計量1,000kg以上～3,000kg未満）
貯蔵量／届出種別 ()kg / 圧縮アセチレンガス等の届出・液化石油ガス設備工事届・不要

分類	備 考	根拠条文 （液化石油ガス法施行規則）
01 保安距離	☐ 第一種保安物件から16.97m以上 ☐ 第二種保安物件から11.31m以上 （第一・二種保安物件に対し鉄筋コンクリートの障壁等を設置した場合を除く。） 【解説】 第一種保安物件とは、学校、病院、収容人員300名以上の劇場等、収容人員20名以上の老人福祉施設等、百貨店など不特定多数の者を収容する建築物でその用途部分の床面積が合計1,000㎡以上のもの、重要文化財、博物館及び1日に2万人以上の者が乗降する駅などです。 第二種保安物件とは、第一種保安物件以外の建築物であって、住居の用に供するものです。液化石油ガス法では、供給先であっても保安物件である場合は保安距離をとる必要があります。 【解説】 保安物件からの距離が不要となる鉄筋コンクリートの障壁等とは、厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート製、コンクリートブロック製又は厚さ3.2mm以上の鋼板製であるもので、高さが1.8m以上で堅固な基礎上に構築され、かつ対象物を有効に保護できるものを指します。なお、構造材ごとに配筋又は溶接方法が定められています。	18条2号イ
02 火気距離	☐ 火気取扱施設から5m以上又は流動防止措置 【解説】 火気取扱施設とは、事業所内外の蒸発器、ボイラー、ストーブ及び喫煙室など通常定置されて使用しているものを指します。 流動防止措置とは、高さ2m以上の耐火性の壁類を容器と火気取扱施設との間の水平迂回距離が5m以上になるよう設ける措置です。	18条2号ロ
03 さく・へい	☐ さく、へい等を設置（販売所内の設置時を除く。） 【解説】 コンクリートブロック等で建てられたいわゆるボンベ庫の壁を含みます。	18条2号ニ
04 屋根又は遮蔽板	☐ 不燃性又は難燃性の軽量の屋根又は遮蔽板の設置 【解説】 屋根材としては主に繊維強化セメント板、薄鉄板、アルミニウム板などあります。また、遮蔽板とは、2mm以下の薄鉄板と同等以上の遮蔽効果があるものをいい、容器に直射日光が当たることを防止するためのものです。	18条2号ト
05 転倒防止措置	☐ 転倒などによる衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置（内容積5L以下の容器を除く。） 【解説】 容器は水平で落下物のない場所におき、充てん量が10kg以上の容器については、鉄鎖、ロープ等により容器を家屋等に固定し、地震に際して転倒しないようにします。	18条2号チ
06 消火設備	☐ 消火設備を設置 【解説】 粉末又は水系消火器で、能力単位A-4及びB-10以上のものを、貯蔵能力1,000kgにつき1個以上が必要です。	18条2号ヘ